

特定非営利活動法人日本女性鍼灸師協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本女性鍼灸師協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女性鍼灸師および一般市民に対して、鍼灸技術の向上支援、啓発、キャリア支援、健康増進に関する事業を行い、女性鍼灸師の社会的地位の向上と地域医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 研修会の開催事業
- (2) 東洋医学の普及啓発教室の企画・運営に関する事業
- (3) 地域社会・福祉施設・災害被災地等に対する鍼灸技術・健康支援に関するボランティア事業
- (4) 鍼灸師のキャリア形成や就業継続に関する相談支援、情報提供事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1名を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任

期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡崎 健太郎
理事	小曾根 ひかる
理事	海老原 義也
監事	松枝 香里
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	1,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人	0円	団体	0円

(2) 年会費

正会員	個人	0円	団体	0円
賛助会員	個人	1口	3,000円(1口以上)	
	団体	1口	30,000円(1口以上)	

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンニホンジョセイシンキュウシキョウカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人日本女性鍼灸師協会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	オカザキ ケンタロウ 岡崎 健太郎		なし	理事長
理事	コソネ ヒカル 小曾根 ひかる		なし	
理事	エビハラ ヨシヤ 海老原 義也		なし	
監事	マツエダ カオリ 松枝 香里		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

特定非営利活動法人 日本女性鍼灸師協会 設立趣旨書

1. 設立の背景

日本において鍼灸師は、東洋医学にもとづいた施術を通じ、国民の健康増進や地域医療の充実に寄与してきました。しかしながら、医療従事者の中では依然として鍼灸師の社会的認知度が十分とはいえず、その中でも特に女性鍼灸師は、キャリア形成や雇用条件、技術向上の機会などにおいて課題を抱える事例が少なくありません。また、出産・育児・更年期といった女性特有のライフステージの変化に対応しながら働くための支援体制も十分とはいえず、女性ならではの資質・能力が十分に活かされていない状況も見受けられます。

こうした状況を改善し、女性鍼灸師が自らのスキルを高めながら社会的地位を確立し、さらに地域医療・福祉の現場で貢献できるようにすることは、大きな社会的意義があります。とりわけ高齢化社会が進む中での新たな医療需要や、女性が安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりを後押しするためにも、鍼灸師資格をもつ女性の活躍促進は重要なテーマです。

これまで我々は、上記問題を解決するため女性鍼灸師の輪を広げるための LINE グループを作成し、情報共有をすると同時に、月に 1 回程度の勉強会兼情報共有会を実施していました。

しかし、個人での活動には限界があり、また営利目的の活動ではないという認知度と信頼度を上げないといけないと判断し NPO 法人の立ち上げを決断しました。

2. 現状の課題

キャリア形成の難しさ

- 鍼灸師がさらに専門的な知識や技術を習得し、高度な分野に進むための研修制度が十分に整っていない。

- 女性鍼灸師に特化した情報共有や学習の場が限られ、同業種間のネットワークづくりが困難。

女性特有のライフステージに対する支援不足

- 出産・育児・更年期などによるキャリア中断、職場環境への理解不足が原因となり、継続就業が難しいケースがある。

- 働きながら子育てや親の介護などを両立できるサポート制度が十分に普及していない。

社会的認知不足と需要拡大への未対応

- 鍼灸が持つ予防医療としての可能性や、女性特有の健康課題への有効性が、一般には十分理解されていない。
- 高齢化社会における健康寿命延伸への貢献が期待される一方で、地域医療・福祉機関との連携体制が十分でなく、新しい需要に応え切れていない。

3. 目的

本法人は、女性鍼灸師のキャリアアップやネットワーク形成を支援し、技術向上と社会的地位の確立を図るとともに、地域医療・福祉の充実や一般女性の健康増進に寄与することを目的としています。そのために、下記のような事業を行います。

- 鍼灸師向け研修・セミナー、キャリアアップ支援事業
- 女性鍼灸師のネットワーク形成・コミュニティ運営事業
- 女性の健康増進に関わる啓発・広報活動事業
- 医療・福祉関連機関との連携・協働事業
- 鍼灸に関わる研究・データ収集事業
- 災害支援・社会福祉・ボランティア事業
- 女性特有の健康課題に対応する講座・相談事業
- 海外の鍼灸事情との交流・国際協力事業
- 資格・認定制度の運営（安全施術講習、不妊ケア等）

4. 活動の内容・期待される成果

女性鍼灸師同士の情報交換・スキルアップ機会の提供

- 定期的な勉強会やセミナーを開催し、女性鍼灸師が互いに学び合い、高度な技術を身につける場を創出します。
- オンラインコミュニティや地域支部を通じて、メンタリング制度や相互サポート体制を構築します。

女性のライフステージに応じた支援・相談体制の充実

- 出産・育児のための制度や働き方の情報共有、更年期ケアなど、女性のライフイベントに伴う悩みを共有・解決します。
- キャリア継続を支援する講習やキャリアカウンセリングを実施します。

鍼灸による地域医療・福祉への貢献

- 地域の医療機関、介護施設、行政との連携を強化し、高齢者の QOL 向上や在宅ケアの分野で鍼灸師の活躍を促進します。

- 地域住民向けにセルフケア講習会を開催し、鍼灸や東洋医学の有効性を啓発します。

一般女性の健康増進・啓発

- PMS や更年期障がい、不妊などの女性特有の健康課題に対し、鍼灸的アプローチや生活習慣改善の啓発活動を行います。

- 母子手帳や自治体の健康事業との連携を図り、女性の健康リテラシー向上に寄与します。

5. 設立の意義

本法人の設立により、女性鍼灸師が相互に連携し、専門性を高めるとともに、地域社会に対する貢献が促進されると期待されます。

令和 7 年 11 月 23 日

特定非営利活動法人 日本女性鍼灸師協会

設立代表者 岡崎 健太郎

令和7年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人日本女性鍼灸師協会

1 事業活動方針

本法人は設立初年度として、女性鍼灸師の社会的地位向上と、一般市民への東洋医学普及を両立させる基盤づくりを重点に進めます。鍼灸師向けの技術研修を通じて施術の質を高めるとともに、一般向けのお灸教室や地域でのボランティア活動を実施し、幅広い層に鍼灸の価値を発信します。また、鍼灸師のキャリア相談を通じて、次世代の人材育成や就業継続を支援し、将来の活動拡大に備えます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 研修会の開催事業

ア 鍼灸技術向上セミナー

- ・ 内 容 鍼灸師への技術指導
- ・ 日 時 随時
- ・ 場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・ 従事者人員 3人
- ・ 受益対象者 鍼灸師の者 5人
- ・ 支出見込額 9,000円

② 東洋医学の普及啓発教室の企画・運営に関する事業

- ・ 内 容 一般向けお灸教室
- ・ 日 時 随時
- ・ 場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・ 従事者人員 3人
- ・ 受益対象者 鍼灸に興味のある横浜市内の一般市民 5人
- ・ 支出見込額 9,000円

③ 地域社会・福祉施設・災害被災地等に対する鍼灸技術・健康支援に関するボランティア事業

- ・ 内 容 日常生活や、被災などで身体に対して困っている方に、鍼灸を通して寄り添っていく
- ・ 日 時 随時
- ・ 場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・ 従事者人員 3人
- ・ 受益対象者 鍼灸に興味のある横浜市内の一般市民、被災地等の市民 10名程度
- ・ 支出見込額 9,000円

④ 鍼灸師のキャリア形成や就業継続に関する相談支援、情報提供事業

- ・ 内 容 未経験の鍼灸師や、鍼灸学生に対し対面、オンラインなどでキャリア相談を行う
- ・ 日 時 随時

- ・場 所 横浜市内鍼灸院、オンライン
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 女性鍼灸師 5名程度
- ・支出見込額 0円

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人日本女性鍼灸師協会

1 事業活動方針

本法人は2年度目として、初年度の成果を踏まえ、活動の定着と拡大を図ります。鍼灸師向け研修やお灸教室を継続・発展させるとともに、広報やオンライン活動を強化し、より多くの市民・鍼灸師にリーチします。地域福祉・医療機関との連携や、ボランティア活動の体系化を進め、社会的信頼性を高めます。さらに、認定鍼灸師制度やネットワークづくりを通じて、女性鍼灸師が安心して学び、働き続けられる仕組みづくりに取り組み、公益的な効果を一層拡大させます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 研修会の開催事業

ア 鍼灸技術向上セミナー

- ・内 容 鍼灸師への技術指導
- ・日 時 6月、9月、1月
- ・場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 鍼灸師の者 5人
- ・支出見込額 9,000円

② 東洋医学の普及啓発教室の企画・運営に関する事業

- ・内 容 一般向けお灸教室
- ・日 時 10月
- ・場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 鍼灸に興味のある横浜市内の一般市民 5人
- ・支出見込額 9,000円

③ 地域社会・福祉施設・災害被災地等に対する鍼灸技術・健康支援に関するボランティア事業

- ・内 容 日常生活や、被災などで身体に対して困っている方に、鍼灸を通して寄り添っていく
- ・日 時 12月
- ・場 所 横浜市内の鍼灸院
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 鍼灸に興味のある横浜市内の一般市民、被災地等の市民 10名程度
- ・支出見込額 9,000円

④ 鍼灸師のキャリア形成や就業継続に関する相談支援、情報提供事業

- ・内 容 未経験の鍼灸師や、鍼灸学生に対し対面、オンラインなどでキャリア相談を行う
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市内鍼灸院、オンライン

- ・ 従事者人員 3 人
- ・ 受益対象者 女性鍼灸師 10 名程度
- ・ 支出見込額 0 円

活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本女性鍼灸師協会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	30,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金小計		30,000	
3. 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金等小計		0	
4. 事業収益			
教育事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			40,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	27,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	27,000		
事業費計		27,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		

人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			27,000
当期経常増減額			13,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			13,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			13,000

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本女性鍼灸師協会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	30,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金小計		30,000	
3. 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金等小計		0	
4. 事業収益			
教育事業収益			
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			40,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	27,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	27,000		
事業費計		27,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		

人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			27,000
当期経常増減額			13,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
当期正味財産増減額			13,000
前期繰越正味財産額			13,000
次期繰越正味財産額			26,000